JTU ほっきゅう(職場討議資料) 北九州市教職員組合

「出張なの?」「職免なの?」

9月の職場実態調査や分会からの問い合わせに、陸上記録会や連合音楽会などで従来「出張」で行っていたのに「職免」になったとか、管理職から「職免扱い」にすると報告された等の声があがってきました。

市教組は、現在「確定期に向けた交渉」(柱:賃金・勤務労働条件・学校事務)を行っています。昨年度の権限移譲の交渉では、「旅費については従前よりもよくなる」との回答を得ており、「職免扱い」により「旅費」の総額が減じることから、要求項目として「⑩出張の見直しによる旅費の支給枠の削減を行わないこと」を明記し、数度にわたり折衝を積み上げました。

当局の考え方は、陸上記録会等は従前より「職免扱い」と明言しています。しかし、学校現場では、多くの場合「出張」で行ってきた経緯があります。情報公開の進んでいる静岡県の「出張用務」を見てください。

<出張用務>

- (1) 職員の職務を遂行する場合
 - ①学校管理運営に関する場合
 - ②特別活動・学校行事等で、児童を引率する場合
 - ③職務遂行上直接必要な会議、講習会に出席する場合
- (2) 学校管理運営、市町の教育行政の必要から、職務に直接関連するものとして依頼または委嘱された場合
- (3) 研修を受ける場合
 - ①任命権者が行う研修
 - ②市町教育委員会が行う研修
 - ③任命権者が行う長期にわたる研修
- (4) その他学校長が認める場合

つまり、小体連などから学校長に「役員派遣要請」が行われ、「職免」は個人が申請し承認事項となっているので、(4)の学校長の裁量権として「出張」「命令」して処理してきた経緯があり、学校間にばらつきがあったのです。

従来問い合わせがあると当局は、「職免」扱いと回答してきました。今年度当局は、この学校 間の較差は看過できないとしてきています。

市教組は、「組織であれば、規約・規定・内規といったものに準拠するものだ。明らかにしてほしい」と「職免」にする当局の根拠を糺しました。当局は、「学校事務提要の第 4 章 職務専念義務の免除」と回答しました。

職免事項の解釈および運用方針

規則第2条第7号

- 1. 国、他の地方公共団体および職務と関連のある公益に関する団体の事務事業に従事する場合で、つぎのものは職免取扱いとする。
 - (1) 従事する職務と関連があり、職務の遂行にしするところが大であると認められる場合

3項には、校長専決とする「職免」は次のとおりとしています。福利厚生団体(県互助・市互助等)、PTA関連、補導連盟関連が具体的項目として明記されています。しかしそこには、小体連の陸上記録会や連合音楽会、県展等はありません。

しかし、3項末尾には(注1:上記にかかわらず次の場合については公務扱いとする)とされ、(2)に「その他の場合で、従事する事務または事業が同時に公務を行うものとなしうる場合」と記載されています。「職務の遂行にしするところが大」と「公務を行うものとなしうる」の解釈によって、「職免」と「出張」になるわけです。言い換えれば、「公務を行うものとなしうる」ものは「出張」の根拠になるのです。この第2条第7号は、校長専決については「解釈および運用方針による」とし、教職員課長合議は「その他は合議」となっています。

「職免」は個人の申請によるものなので、各行事を運営する組織は、各学校長に「役員派遣要請」ができるのかが問われることになります。個人の申請を前提に「役員名簿」を作成し、「派遣依頼」をするのは問題が残ります。

「旅費」が出るのか出ないのかのちがいだけでなく、公務と「職免」では身分の保障が大きく違ってしまいます。

今年度も従来通り、陸上記録会は行われました。しかし運営する組織は、問題点の整理なく「出張」を「職免」に置き換えることだけで対応しています。「職免」という個人の問題ではなく、その行事が「公務を行うものとなしうる」ものなのかという検証が必要となってきます。と同時に、管理職の資質の問題として、質問・報告・執行ではなく、「出張」「命令」を裁量権の行使で主張できるかも問われています。

現在中教審で、「働き方改革」についての審議が進められています。12月には、「中間まとめ」が出される予定です。審議を傍聴した方からは、「朝の交通指導は、教職員の本務なのかどうかを、専門家のいろんな角度から考察していた。教育という建前で限りなく拡がった業務がスリム化されるのではないか」という期待感のある報告を受けました。

市教組は、4月に「春闘要求書」を提出し、人事委員会と教育委員会と交渉を積み上げました。 そして9月に「確定期に向けた要求書」を提出し、折衝・交渉を積み上げています。10月18 日の要求回答交渉を受け、月末に当局から「大綱」が出され、さらに折衝・交渉をし11月中旬 に最終交渉が持たれます。同時に、「超勤縮減」交渉、「教育予算」交渉、「人事」交渉にもとり くみます。

「要求→交渉→妥結」で、わたしたちの賃金・労働条件が決定していきます。職場のみなさんに声をかけていただき、仲間の輪を拡げていきましょう。(個別交渉結果は、速報にて報告予定)